

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、子育てをしていない職員も含めた全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間

### 2 内 容

目標 1 子育てをしている職員が取得できる休業、休暇制度等について年 1 回通知し、子育て支援を図る。

〔対策〕 毎年 5 月に、育児休業等の制度内容及び不明な点や相談は職員課で応じる旨、職員へ周知することを通知する。

目標 2 年次休暇の取得について年 2 回通知し、計画的な年次休暇の取得を促す。

〔対策〕 年次休暇を付与する際に、計画的に取得するよう通知するとともに、年 2 回行うサービス規律の遵守の通知で、取得促進を周知する。

目標 3 超過勤務の縮減及びノー残業デーについて年 2 回通知し、超過勤務の縮減を図る。

〔対策〕 年 2 回行うサービス規律の遵守の通知で、超過勤務の縮減及びノー残業デーについて周知する。